

平成 2 1 年 度

事 業 計 画 書

社団法人 千島齒舞諸島居住者連盟

事業計画書

取組方針

北方領土がソ連に不法占拠されてから64年が経過した。故郷の島々を追われ、生活の場を奪われ、全ての財産を失った我々は、以来、筆舌に尽くしがたい困難な生活を余儀なくされてきた。この間、我々は、再び故郷の島々に帰る日の来ることを一心に願い、北方領土返還要求運動の先頭に立ってその使命を果たしてきたところである。

昨年、千島連盟は創立50周年を迎えた。50周年を迎えたということは、とりもなおさず、戦後64年が経過したにも拘わらず、領土問題が解決していない象徴であり、今なお、その道筋が見えてこないことに怒りを覚える。

昨年7月に開催された「北海道洞爺湖サミット」における日露首脳会談や本年5月のプーチン首相の訪日においても、何ら具体的な進展がなく、我々は失望感を味わったところである。昨年来、ロシアのメドベージェフ大統領が「この問題を次世代に先送りしない」「独創的な新たなアプローチによる解決」など、我々元島民にとって期待と不安を抱かせるような発言をする中で、我が国の政府代表が面積折半による「3.5島論」発言をしたと報道されており、事実とすれば、極めて遺憾な発言である。

択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島を追われて千島連盟に結集した我々は、今後とも揺らぐことなく「北方領土早期一括返還」を掲げ、領土返還要求運動の先頭に立って領土問題の解決を図るよう政府に強く訴えていく。

終戦時、17,000余人の元島民も、現在では8,000人を割る中で、その平均年齢も76歳を超える状況となった。領土問題の解決が長引く中で、今後の領土返還要求運動は否応なく2世、3世といった後継者に引き継がなければならない状況にある。

これらのことから平成21年度においては、①北方領土返還要求運動の推進 ②元居住者の援護対策の推進 ③後継者の育成強化の推進 ④北方四島訪問事業の円滑な実施 を重点とし、次の事業に取り組むこととする。

1 北方領土返還要求運動の推進

(1) 北方領土返還要求署名活動の推進

北方領土問題や北方領土返還運動に対する世論結集のバロメーターとなっている北方領土返還要求署名活動を関係機関及び団体との連携の下に推進する。

(2) 北方領土返還に関する中央要請及び国会請願の実施

北方領土の早期一括返還が実現するよう、政府及び国会に対し強力な外交交渉の展開を求めるとともに、北方領土返還要求署名として寄せられた国民の意思が一日も早く達成されるよう、国会法第79条の規程に基づき衆・参両議院に請願を行う。

(3) 北方領土返還運動への参画

関係機関及び団体が実施する北方領土返還運動に積極的に参画し、国民世論の高揚を図る。

(4) 元島民、後継者の海外使節団への派遣

北方領土問題に対する国外の理解を深めるため、海外使節団の一員として元島民、後継者を派遣する。

- ・派遣人員 2名（元島民1名、後継者1名）
- ・派遣時期 10月下旬
- ・派遣先 ロシア連邦（モスクワ）

(5) 北方領土返還運動推進功労者等の表彰

北方領土返還運動に尽力し、その功績が顕著である者等に対し表彰や感謝状の贈呈を行う。

- ア 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当）による表彰
- イ 千島連盟理事長による表彰

2 元居住者の援護対策の推進

(1) 援護問題等専門委員会の開催

元居住者等の援護問題について、幅広く研究討議し、必要な対応策等について提言を行う「援護問題等専門委員会」を開催する。

(2) 元居住者の援護に関する指導、助言

北対協融資制度の利用及び在島残置財産の相続に関し、指導や助言等を行う。

ア 北対協融資制度の利用に関する指導、助言

元居住者に対する援護措置として設けられている北対協融資制度の利用に関し、指導や助言等を行う。

イ 在島残置財産の相続に係る指導、助言

元居住者の在島残置財産である土地、建物の相続申出の手続き等に関し、指導や助言等を行う。

3 組織基盤の強化と地域活動の推進

(1) 新公益法人制度への移行業務の推進

平成20年12月1日から公益法人の新制度に関する法律が施行されたことに伴い、5年以内に新制度による「新社团法人」への移行手続きを進める必要がある。

このため、本連盟としては今年度から業務運営委員会内に設置する「新公益法人移行検討委員会（仮称）」で調査・検討の上、移行業務を推進することとする。

(2) 北方領土問題トップセミナーの開催

北方領土問題を巡る情報や後継者対策に関する情報等の提供を行い、連盟運営の指導的立場にある者としての識見の高揚を図るため、各理事を対象とするセミナーを開催する。

- ・開催地 札幌市
- ・開催期日 4月27日
- ・対象者 各理事

(3) 組織強化と会員加入の促進

連盟組織の維持向上を図るため、各支部及び「島民の会」との連携の下に未加入となっている元居住者及び後継者の会員への加入を促進する。

(4) 支部活動の推進

地域における北方領土返還運動及び元居住者の援護対策等を円滑に進めるため、支部活動交付金を交付し、各支部における地域活動を推進する。

(5) 島民組織活動の推進

在島時における集落等を単位として組織されている「島民の会」は、地域活動を推進していく上で大きな役割を担っていることに鑑み、その活動の促進を図るとともに、相互の連携を深めるため、「島民組織代表者会議」を開催する。

- ・開催地 根室市
- ・開催時期 10月上～中旬
- ・対象者 「島民の会」代表者

4 後継者の育成と組織活動の推進

(1) 後継者育成推進員の配置

後継者の育成と組織活動等に資するため、「後継者育成推進員」（通称「推進員」）を配置し、各種の後継者対策等を推進する。

- ・配置支部 函館、網走管内、釧路、別海町、中標津、標津、羅臼

(2) 後継者キャラバン事業の実施

青年部未組織支部の後継者を交えたキャラバン隊を編成し、道内各地で啓発活動を実践するとともに、後継者としての責務・役割等について意見交換を行い、青年部の組織化・活性化の推進を図る。

- ・派遣先 根室市、中標津町、北見市、紋別市、稚内市、名寄市、旭川市、滝川市、札幌市
- ・派遣期間 8月上旬（4日間）
- ・派遣隊員数 15名 根室管内青年部連絡協議会（以下、「青連協」という。）及び関係支部後継者

(3) 後継者活動促進全国会議・セミナーの開催

元島民の意思を受け継ぎ、領土返還要求運動を担っていくべき後継者に対し、有識者の講演を行うことで、北方領土問題の理解と認識を深めさせ、後継者活動のトップリーダーとして意識の向上と後継者相互の連携の強化を図るため、今後の後継者の返還運動について協議する。

- ・開催地 帯広市
- ・開催時期 10月予定
- ・対象者 各支部後継者及び青連協の代表者

(4) 北方領土問題現地青年の集いの開催

今後の北方領土返還運動の担い手となるべき後継者及びそのリーダーの育成を図るため、青連協との連携の下に「現地青年の集い」を開催する。

- ・開催地 標津町
- ・開催期日 11月14日
- ・対象者 根室管内各支部の青年部員

(5) 後継者育成研修会等の開催

地域における後継者対策及び後継者が参画した北方領土返還運動の推進を図るため、研修会及び学習会を開催する。

ア 指導者養成研修会

後継者の育成及び地域活動の促進を図るため、各支部における指導者等を対象とする「指導者養成研修会」を開催する。

- ・開催地 札幌市
- ・開催期日 5月26日
- ・対象者 各支部の指導者

イ 北方領土問題学習会

後継者の育成と北方領土返還運動への参加を促進するため、「北方領土問題学習会」を開催する。

- ・開催地 道北支部、中標津支部（参加対象支部～中標津、別海町、標津、羅臼）

ウ 後継者研修会

各地域における後継者のリーダーを育成し、後継者相互の連帯意識や理解を醸成するため、返還運動の在り方や問題点等についての研修を行い、後継者としての活動状況や意識等について意見交換を行うとともに、北方領土返還運動の原点ともいえる署名活動を実践する。

- ・開催地 札幌市
- ・開催時期 2月上旬
- ・対象者 各支部後継者及び青連協

(6) 後継者の語り部育成事業の実施

「語り部」として必要な、北方四島に関する知識や話術を研修により習得させ、

次世代へ語り継ぐ後継者の語り部を育成する。また、この講習を修了した後継者等を一堂に集め、語り部としてステップアップするための講習を行う。

- ・開催地 根室支部、釧路支部(参加対象支部～釧路、十勝、厚岸、浜中)
- ・開催時期 9月～11月
- ・登録者等対象 根室市

(7) 北方領土青少年洋上セミナーの実施

後継者が自ら企画、立案して、青少年等に対し北方領土問題の歴史や現状を学ぶ基礎セミナーを実施することによって、元島民後継者としての意識の向上や返還運動についての認識を深める。また、青少年に洋上から北方領土(国後島)の近さと大きさを実感させることによって、北方領土問題の理解と、北方領土返還運動に対する意識を高めるため、「北方領土青少年洋上セミナー」を実施する。

- ・開催地 羅臼町
- ・洋上航路 羅臼港→知床岬→羅臼港
- ・開催期日 7月26日
- ・対象者 (事業運営)後継者35名
(セミナー参加者)後継者青少年等80名

5 「北方領土の語り部」の派遣

北方領土にまつわるさまざまな出来事や島の様子などとともに、北方領土返還に寄せる熱い想いを一般の人々に語り伝え、北方領土問題や北方領土返還運動に対する関心の高揚を図るため、予め登録した「北方領土の語り部」を関係機関・団体等が実施する研修会や各種大会等の際に派遣する。

6 北方領土に関する情報の発信及び資料の収集・保存

戦前の北方領土関連資料等の情報を、インターネットを活用し全国に発信するとともに、元島民が所有する資料を収集・保存する。

7 会員等に対する情報の提供

会員等に対する情報提供を行い、北方領土返還運動の推進を図るため、広報紙「返せわれらが故郷」を発行する。

- ・発行回数 年3回
- ・配付先 会員及び関係機関・団体等

8 北方四島住民に対する支援事業の実施

人道的観点及び領土問題解決の環境整備に資するため、外務省指導の下に、北方四島側からの要請に基づき、医療消耗品等の供与を行う。

9 自由訪問事業の実施

人道的観点及び領土問題解決の環境づくりのため、元島民とその家族による自由訪問事業を実施する。

区 分	日 程	訪 問 地
第 1 回	6 月上旬 〔6月5日(金)～8日(月)〕	国後島 (乳呑路・礼文磯・白糠泊)
第 2 回	6 月下旬～7 月上旬 〔6月30日(火)～7月3日(金)〕	択捉島 (フシココタン・紗那・別飛)
第 3 回	8 月中旬 〔8月14日(金)～17日(月)〕	国後島 (泊)
第 4 回	9 月上旬 〔9月4日(金)～9月7日(月)〕	色丹島 (能登呂・キリトウシ) 歯舞群島 水晶島 (茂尻消・ボッキゼンベ)

10 北方領土墓参への参加

人道的観点から北海道が主体となって実施する北方領土墓参に参加し、祖先や肉親の慰霊を行う。

区 分	日 程	墓 参 地
第 1 班	7 月下旬 〔7月22日(水)～24日(金)で計画〕	国後島 (植内・ラシコマンベツ)
第 2 班	7 月下旬 〔7月27日(月)～30日(木)で計画〕	択捉島 (オンネベツ・トマカラウス・グヤ)
第 3 班	8 月中旬～下旬 〔8月18日(火)～21日(金)で計画〕	色丹島 (アナマ) 歯舞群島 志発島 (カフェノツ)
第 4 班	8 月下旬 〔8月24日(月)～26日(水)で計画〕	歯舞群島 多楽島 (フルベツ・ヒラリウス)

11 北方四島交流事業（訪問）への参加

北方領土問題の解決に向けた環境づくりのため、「北方四島交流北海道推進委員会」及び「北方領土問題対策協会」が実施するビザなし交流事業（訪問）に参加し、北方四島側との交流を行う。

実施主体	区分	日程	訪問地
北方四島交流 北海道推進委員会 〔北海道内に居住する 元島民等を対象〕	第1回	5月中旬 〔5月15日(金)～18日(月)を予定〕	国後島 色丹島
	第2回	5月下旬 〔5月22日(金)～25日(月)を予定〕	択捉島
	第3回	8月下旬 〔8月21日(金)～24日(月)を予定〕	択捉島
	後継者	9月中旬 〔9月11日(金)～14日(月)を予定〕	色丹島 国後島
北方領土問題対策協会 〔北海道以外に居住する 元島民等を対象〕	第1回	7月上旬 〔7月6日(月)～10日(金)を予定〕	国後島 択捉島
	第2回	8月下旬 〔8月27日(木)～31日(月)を予定〕	国後島 色丹島
	第3回	9月中旬～下旬 〔9月18日(金)～21日(月)を予定〕	択捉島

12 政府及び国会への要請

北方領土の早期一括返還及び元居住者の援護対策の推進等を図るため、次の事項について、政府及び国会に対し要請を行う。

要 望 項 目	要 望 内 容 (要 旨)
(1)北方領土の早期一括返還について	元居住者の悲願である北方領土の早期一括返還実現のため、国民世論の更なる結集と国際世論の喚起を図るとともに、従来にも増して強力な外交交渉を進めること。
(2)自由訪問事業の充実について	高齢化している元居住者の現状に鑑み、訪問回数が増など自由訪問事業の充実を図ること。
(3)北方領土墓参の円滑な実施について	北方領土墓参は人道上の観点から実施されているものであり、今後ともその円滑な実施を図ること。
(4)北方四島との交流事業の推進について	相互理解と友好を深め、北方領土問題解決への環境づくりを進めるため、本来目的に沿った交流事業の推進を図ること。

要 望 項 目	要 望 内 容 (要 旨)
(5)北方四島渡航に使用する新造船の早期就航について	自由訪問など北方四島渡航に使用する専用船舶については、高齢化している元居住者の現状に鑑み、安全性と居住性に配慮された新造船の早期就航を図ること。
(6)財産権の不行使に対する補償について	北方領土に残してきた財産については、64年に亘り財産権を行使することができない状態に置かれていることに鑑み、不動産に係る所有権及び貸借権の不行使に対する損失について、早急に元居住者の要望に沿った直接的補償措置を講ずること。
(7)北方地域旧漁業権に対する補償について	北方地域の旧漁業権に対する補償については、北方地域漁業権補償推進委員会が補償措置を要望しているが、元居住者の多くが旧漁業権者であること、また、逐年高齢化が進行していることに鑑み、早急に補償措置を講ずること。
(8)残置不動産の保護等について	元居住者の残置不動産の現況を把握し、保全措置を講ずること。 また、北方領土の返還を踏まえ、国としての残置不動産の処理方策を示すこと。
(9)北方領土における共同経済活動への対応について	北方領土における共同経済活動の検討に当たっては、元居住者の財産権が侵害されることがないように、適切な措置を講ずること。
(10)北方領土への外国企業進出等の防止について	北方領土への外国企業の進出及び周辺海域での漁獲操業は、日本の主権及び元居住者の財産権を侵害するおそれがあるので、このような事態の発生防止を図ること。
(11)後継者の組織活動に関する事業の支援について	後継者組織の活性化と後継者相互の連帯意識の醸成を図るための事業に対し、支援措置を講ずること。
(12)後継者が実施する事業の支援について	後継者が自ら企画し、実施する返還運動に関する事業に対し、支援措置を講ずること。